



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結（人事課） ..... 1
- 村営土地改良事業計画変更の同意（村づくり計画課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） ..... 2
- 土地収用の手続の開始（用地課） ..... 2

### 公 告

- 知事の職務代理人（秘書課） ..... 2
- 健康診断業務の委託契約に係る一般競争入札（職員厚生課） ..... 2

### 公安委員会事項

- 原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4
- 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則 ..... 4
- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 ..... 9

## 告 示

### 沖縄県告示第368号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成19年 5月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成19年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 金沢信昭
  - (2) 住所 豊見城市字真玉橋179番地の33 2F
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。

### 沖縄県告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、村営土地改良事業計画の変更に次のとおり同意した。

平成19年 5月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 伊平屋村
- 2 地区名及び事業名

- (1) 地区名 上松地区
- (2) 事業名 土地改良事業（農業用道路・客土）
- 3 同意年月日 平成19年 5月18日

---

**沖縄県告示第370号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成19年 5月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野31番1（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
  - 3 解除の理由 港湾施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

---

**沖縄県告示第371号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成19年 5月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 県道平野伊原間線特殊改良工事（沖縄県石垣市字平久保平久保牧地内）及びこれに伴う附帯工事
- 3 収用の手続を開始する土地 石垣市字平久保平久保牧地内
- 4 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 石垣市建設部都市建設課

---

**公 告**

---

この度本職は、海外へ出張するので、平成19年 5月31日から同年 6月 2日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事仲里全輝が代理する。

平成19年 5月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

平成19年度沖縄県職員一般健康診断、特殊健康診断及び知事が必要と認めた健康診断業務の委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）について、次のとおり公告する。

平成19年 5月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に関する事項
  - (1) 業務名 平成19年度沖縄県職員一般健康診断、特殊健康診断及び知事が必要と認めた健康診断業務
  - (2) 業務内容
    - ア 知事部局及び労働委員会事務局の職員に係る平成19年度沖縄県職員一般健康診断業務
    - イ 知事部局及び労働委員会事務局の職員に係る平成19年度沖縄県職員特殊健康診断業務
    - ウ 知事部局及び労働委員会事務局の職員に係る平成19年度沖縄県職員知事が必要と認める健康診断業務
- 2 入札参加資格要件

- (1) 3 (1)の確認審査により、競争参加資格を有すると認められた者
  - (2) 沖縄県が実施する健康診断に対応できる体制（巡回検診車、検査機材及び人員）がそろえられる者
  - (3) 入札説明会に参加した者
- 3 申請の方法等
- (1) 申請の方法 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接持参又は簡易書留郵便により(2)に掲げる提出場所に各1部を提出し、競争参加資格の確認審査を受けなければならない。郵送の場合にあつては、受付期間内に到着すること。
    - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
    - イ 登記事項証明書
    - ウ 財務諸表（直近の決算報告書）
    - エ 営業実績表
    - オ 会社概要を説明できる書類（巡回検診車の保有台数が記されたもの）
    - カ 県税に関し未納がないことの証明書
  - (2) 申請書の入手及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 沖縄県総務部職員厚生課（職員健康管理センター） 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2660 ファクシミリ番号098-866-2662
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成19年6月1日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 4 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 資格審査の有効期間 入札参加資格を有した日から入札までとする。
- 6 資格の適用範囲 この入札に参加する者の資格は、平成19年度沖縄県職員一般健康診断、特殊健康診断及び知事が必要と認める健康診断業務委託に係る一般競争入札に限り、適用する。
- 7 入札説明等
- (1) 入札説明会日時及び場所 平成19年6月5日（火曜日）午後2時 総務部職員厚生課職員健康管理センター内
  - (2) 契約の条件を示す場所及び期間
    - ア 場所 沖縄県総務部職員厚生課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2660 ファクシミリ番号098-866-2662
    - イ 期間 この公告の日から平成19年6月11日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 8 入札の日時、場所等
- (1) 日時 平成19年6月15日（金曜日）午後2時
  - (2) 場所 総務部職員厚生課職員健康管理センター内
  - (3) 入札書の提出場所 入札書は、(2)の場所に持参すること。ただし、郵便、電報及び電送による入札は認めない。代理人入札の場合は、本人の委任状を提出すること。
- 9 入札保証金 入札金額の100分の5以上の入札保証金若しくはこれに代わる担保を平成19年6月8日（金曜日）午後3時までに7(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2ヶ年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していることを証する書面を提出する場合
- 10 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を改正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札

- (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 11 落札者の決定方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないものは又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- 12 最低制限価格 設定しない。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第7号

原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年5月29日

沖縄県公安委員会

#### 原付講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

原付講習の実施等に関する規則（平成4年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第108条の2第1項第8号」を「第108条の2第1項第6号」に改める。

第3条中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改める。

第7条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条第3項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改める。

第8条第9号中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

別表第1及び別表第2中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別表第3中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

別表第4中「（第11条関係）」を「（第10条関係）」に改める。

別記様式第2号中「原付免許を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則」を「原付講習の実施等に関する規則」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年6月2日から施行する。ただし、第3条、第7条第2項及び第3項、第8条第9号、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4並びに別記様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

### 沖縄県公安委員会規則第8号

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則を次のように定める。

平成19年5月29日

沖縄県公安委員会

#### 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則

（趣旨）

**第1条** この規則は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出証明書の返納）

**第2条** 府令第4条第3項及び第4項の規定による探偵業届出証明書の返納は、探偵業届出証明書の返納届出書（別記様式第1号）により行うものとする。

（身分証明書）

**第3条** 法第13条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(行政処分の上申)

**第4条** 警察署長は、法第14条の規定により必要な措置をとるべきことを指示すること（以下「指示」という。）、法第15条第1項の規定により営業の全部若しくは一部の停止を命ずること（以下「営業停止命令」という。）又は同条第2項の規定により営業の廃止を命ずること（以下「営業廃止命令」という。）が必要であると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第3号）に、証拠書類及び関係書類を添えて生活安全部生活安全企画課を経由して公安委員会に上申するものとする。

(指示)

**第5条** 公安委員会は、指示をしようとするときは、指示書（別記様式第4号）により行うものとする。

(営業停止命令等)

**第6条** 公安委員会は、営業停止命令をしようとするときは、営業停止命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 公安委員会は、営業廃止命令をしようとするときは、営業廃止命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

(行政処分の執行)

**第7条** 警察署長は、行政処分の執行をするときは、被処分者に指示書、営業停止命令書及び営業廃止命令書を交付し、及び請書（別記様式第7号）を徴するものとする。

(警察本部長への委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、法及び府令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

**附 則**

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

**別記様式第1号**（第2条関係）

探偵業届出証明書の返納届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 沖縄県公安委員会 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者の商号、名称又は氏名及び住所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</div> 下記の理由により、探偵業届出証明書を返納します。 <div style="text-align: center;">記</div>	
返納すべきこと となった事由	
事由の発生年月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

**別記様式第2号**（第3条関係）

(表)

身 分 証 明 書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> <div style="text-align: center;">官 職 氏 名</div> </div>	第 号 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">↑ 54.0 ミ リ メ</div>
--	---



ト  
ル

上記の者は、探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年 月 日交付

沖縄県公安委員会 印

85.6ミリメートル

(裏)

探偵業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

**第13条** 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第13条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

別記様式第3号（第4条関係）

沖縄県公安委員会 殿  行政処分上申書		第	号
		年 月 日	
		警 察 署 長	
営業所の商号、名称又は氏名			
所在地			
代表者の住所、氏名及び生年月日			
違反者の住所、職業、氏名及び生年月日			
違反事実の概要			
適用法条			

証拠資料	
過去における行政処分の有無及び行状	
処分に対する警察署長意見	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

**別記様式第4号**（第5条関係）

第 年	月	号 日
指示書		
住 所		
商号、名称又は氏名	殿	
（法人にあっては、 代表者の氏名）		
沖縄県公安委員会		印
探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。		
違反事項		
指示事項		
理由		

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

**別記様式第5号**（第6条関係）

第 年	月	号 日
営業停止命令書		
住 所		

商号、名称又は氏名 殿  
 (法人にあつては、  
 代表者の氏名)

沖縄県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
営業の停止期間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
処分の理由	

- この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4判とする。

別記様式第6号（第6条関係）

第 年 月 号  
日

営業廃止命令書

住 所  
 商号、名称又は氏名 殿  
 (法人にあつては、  
 代表者の氏名)

沖縄県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
-----------------------------------	--



ぱちんこ	Aスフィンクスパワー	6P122500	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和	6P1225
ぱちんこ	CRAスフィンクスパワー	6P120300	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和	6P1203
ぱちんこ	Aコータローまかりとおる!ワールド	7P022500	愛知県名古屋市中村区鶴舞2丁目2番18号 奥村遊機株式会社	7P0225
ぱちんこ	CRコータローまかりとおる!Y	7P020200	愛知県名古屋市中村区鶴舞2丁目2番18号 奥村遊機株式会社	7P0202
ぱちんこ	CRコータローまかりとおる!Z	7P018900	愛知県名古屋市中村区鶴舞2丁目2番18号 奥村遊機株式会社	7P0189
ぱちんこ	CRAコータローまかりとおる!ST	7P020400	愛知県名古屋市中村区鶴舞2丁目2番18号 奥村遊機株式会社	7P0204
ぱちんこ	CR天才バカボンクラシック	7P026000	愛知県名古屋市中村区鴨付町1丁目22番地 株式会社大一商会	7P0260
ぱちんこ	CRA天才バカボンクラシックKS	7P020700	愛知県名古屋市中村区鴨付町1丁目22番地 株式会社大一商会	7P0207
回胴	中森明菜スロット伝説V2	7S015600	愛知県名古屋市中村区鴨付町1丁目22番地 株式会社大一商会	7S0156
回胴	赤ドン3	7S018500	東京都江東区有明3丁目1番地25 株式会社ミズホ	7S0185

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円